

平成 28 年 7 月 5 日

定期検査報告（昇降機）報告者 様
検査者 様

大阪府内建築行政連絡協議会

かごが住戸内のみを昇降する昇降機の定期検査報告について（お知らせ）

平素は、大阪府内の建築行政の推進にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、これまで大阪府内では建築基準法（以下「法」という）第 12 条第 3 項に基づきホームエレベーターの定期検査報告の対象としていましたが、平成 28 年 1 月 21 日付け国土交通省告示第 240 号「定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件」でかごが住戸内のみを昇降するものは事故の発生する恐れが少ない昇降機と規定されたことを踏まえ、大阪府内建築行政連絡協議会において協議した結果、平成 28 年 6 月 1 日施行の定期報告制度の改正に合わせ、特定行政庁へ報告の対象としないことにしましたのでよろしく申し上げます。

なお、昇降機は使用し続けることにより、摩耗や損傷等、危険な状態になる恐れがありますので、所有者及び管理者におかれましては今後も定期的な点検などをしていただき、法第 8 条第 1 項に規定する常時適法な状態に維持するように努めてくださるようお願いいたします。

※「大阪府内建築行政連絡協議会」とは、大阪府内の特定行政庁で組織している協議会（大阪府内の特定行政庁は、大阪府（次の市を除く市町村）、大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、茨木市、岸和田市、箕面市、門真市、池田市、和泉市、羽曳野市）

【問い合わせ先】 大阪府内建築行政連絡協議会 事務局
大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築安全課 監察・指導グループ 担当 平山・高野
(TEL) 06-6210-9726